

令和元年度 第3回 糸満市立認定こども園在り方検討委員会  
会議結果

開催日時：令和元年11月1日

午後3時～午後5時

開催場所：糸満市水道部 会議室

1. 開会

2. 議事

(1) 糸満市立認定こども園在り方計画素案について

■事務局より資料説明（資料1、会議資料の修正・訂正・追加事項）

委員長：説明を受けましたが、質疑のやり方としては、先に基本方針と施策の体系、その後に質の確保、それから保育教諭の働き方について、市立認定こども園の再編という流れでやりたいと思います。

委員：モデル園としての機能をどう考えるかというところで意見を言いたいと思います。公立の役割として児童虐待の予防機能、子どもの貧困対策の支援機能というところをどう担うのかというのが今のところで見えない気がします。12ページで「子どもの笑顔、保育教諭の笑顔のために」とありますが、“保護者の笑顔”という視点が欠けている。14ページ、(1) 保育教諭・保育士の資質向上の推進というところも、専門性の向上というところで児童虐待対応やソーシャルワークの唯一の向上といったところが見えないのが気になります。それを研修というところで拠点となるような表現がありますので、そういった観点を盛り込むことによって、点に資源を投入していきませんが、連携していく中で線になり面になっていくという機能を公立で担っていく。そういう大きなモデルとしての役割が必要なのではないかと感じます。ぜひそういう観点は盛り込んでいただきたい。

委員長：視点として児童虐待や貧困など全てを中に盛り込める方法はあるのかというご意見かと思えます。

委員：糸満市は貧困といった部署はどこにありますか？

事務局：貧困や虐待はこども未来課になります。

委員：これは研修の中に対応マニュアルのようなものを入れ込んでいくかたちでやっていくと良いと思うので、言葉的にマニュアルの研修というかたちにするか、それとも糸満

市独自のマニュアルをつくるか、そういう言葉を入れるといいのではないかと思います。

委員：今提言しているのはそういった機能を持つということがモデル園としての役割ではないかと。それを持つのか持たないのかというところを整理していただきたいです。

委員：これはこども園の機能としては持っている前提だと思います。

委員：あとは表現が色々入ってくるだけだと思います。

委員：持っている前提だけど、質の向上という意味で研修をして、それを周知、発信していくことになるので、言葉が入っていないと分かりづらいということであれば、ただの研修ではなくてマニュアル的なものを作成なのか文章に入れ込んでいくのが良いのか。

委員：基本方針の文言の中で、「「しごと」環境の改善を図る」とありますが、働き方改革や働き方を選べるというのもどんどん出てきていますよね。働き方を選べる環境がもっと自由化されていく中で、この文言に達した経緯としてそこがちゃんと加味されているのかというのが見えなくて、公立の先生たちも生き方やライフプランニングを色々なパターンで考えていきますが、この人たちが求める仕事環境も加味したうえで関係をつくっていくのか、モデル園になるのであれば公立はそこまでやれるのか、本当はやらないといけないですよ。

委員長：先ほど事務局から（５）保育教諭等の処遇改善の実施について少し説明がありました。もう少し追加することはありますか？

事務局：最終的には仕事と家庭の両立というところに行き着くと思うので、結局はワークライフバランスですが、潜在的保育士で辞めた人たちは自分たちのライフスタイルに合わせたいけど合わせることができなかった。そこを公立園の役割として合わせられる数をつくれるかということをお願いしたいのかなと、今目指さなければいけないのはそれかなということだったのでこういった文言を出したところです。教育の質や保育士確保という見方ではなく、子どもの笑顔や子どもを育てていくためには指導する人にゆとりがないと、こういったかたちにならないのではと二面性をくっつけています。それが公立でできるかはぜひ目指してもらいたい。なので、17ページ（４）潜在保育士の掘り起こし策検討で、「常勤職員のフォローを行っていきける」という言葉が良くないかなと話したのは、やはり潜在的な人たちを掘り起こすにはその人に合った仕事の働き方に合わせることも必要ではということで文章を考えたので、目指していきたいというのが今の姿勢です。

委員長：目指す方向性としてあえて書くと。

委員：そうですね、働き方改革に基づいてとか、そういう文言もあって良いのかなと。

事務局：具体的にそういう言葉を使いながらということですね。

委員：はい。入れても良いのではないかと。これまでの仕事の在り方という既成概念がズレてきているから民間での就労とズレが起きているのではと。やはり働き方改革もうまくいっているところはうまくいっていて、業績も伸びている。しかし切り替えるには上の人達の頭が切り替わらないとできなくて、その準備を行政側はできるのか。こんな事例がありますよと話しますが、今までのやり方を変えとなると引っかかってしまうわけです。しかし働き方が選べるとなると公立もモデルとしてはとても良いと思います。役所の人達はすごい残業をしていますよね。その役所の人たちが民間に働き方改革をすすめるというのはちょっと軽い話だし、役所が一番働き方を充実させないといけないのかなと。システムの導入や効率化できるところはした方がいいのですが、それは価値観が変わるくらいの変革なので、そこに持っていけるのかなと。

委員：先ほど伝え忘れましたが、文言の追加で「子どもの笑顔、保育教諭の笑顔」の間に“保護者の笑顔”を入れてほしいという意味です。それが後に響いてくるので。

委員：「子どもの笑顔、保育教諭の笑顔のために、「しごと」環境の向上を図る」ということに大変違和感を持ちます。子どもの笑顔、子どもの成長のために環境を図るというのは分かりますが、保育教諭の笑顔のために「しごと」環境の向上を図るのは二次的なものであって、12ページ☆保育教諭や保育士の確保、働き方改善のためにはというところに入れるのであれば分かりますが、基本指針の一番上にとというのは、子どもの育成のための環境の整備を図るとかであって、これは全然意味が違います。

委員：おっしゃる通りで、子どもの視点で保育をしているところは達成しています。保育者が本当に質の良い、子ども中心、子ども主体の保育所保育指針や幼稚園教育要領、認定こども園等の基本精神を理解して保育実践していたらそうなります。なので、そうなるための環境を。笑顔とかそこは二次的と捉えないと。もう一つ、保育士と保育教諭を入れたいところがいくつかあるので、「保育教諭“など”」とすると保育士も入りますので。

委員：私はキャッチフレーズかなと思って見えています。公立園はモデル園として研修をしていく、そして指導的な役割を担っていくことは良いことだなと。そして非正規も正職も集約していった負担軽減していく方向についても良いのではと思っていますが、例えば県が幼児教育センターとして一元化していく方向にあります。地域の総合施設のようなところはどこかに出てきているのでしょうか。糸満市の認定こども園で地域の幼児教育センターとしての機能がどこにあるのかと思ったのと、もしあるとしたら基本方針的なところにその文言が出てくるかと思ったのですが、ここには子どもの笑顔や働き方改革などはありませんが、施設としての役割みたいなものがどこにあるのかなと。基本方針はそういったところも網羅していかないと。これまで公立の幼稚園

や保育園は地域のセンター的な役割を担っていくということをやっています。こども園に関しては地域の子育て支援センターとしての役割的なものも担わせるのでしょうか？

事務局：こども園を主体とした地域の子育て支援拠点となる施設なので、こども園になるには必ずやらないといけない部分なのですが、それを資料の中には落とし込んでいません。

委員：14ページに市内教育・保育の拠点という言葉を使っていますよね。そのイメージがどういうものなのか分からなかったので、そこを表現すれば今の話は整理できるのかなという気がします。

委員長：保育教諭の働き方、教育・保育の質の確保について、お願いします。

委員：「子どもの笑顔、保育教諭の笑顔のために、「しごと」環境の向上を図る」と。その下に◎しごと＝①「仕事」②「私事」ということで、保育教諭の話を中心に持ってきていますよね。子どもの笑顔のためには働く人達もそうでなければならないという意味ですよね。

事務局：はい。

委員長：14～18ページまで進みます。

委員：14ページ、「市内教育・保育の拠点」というところの説明をお願いしたいのですが、どんなイメージですか？

委員：15ページ（5）公立園におけるモデル園としての取り組み推進の中にモデル園の具体的なものを入れていけば良いと思います。どんなものを発信するかを入れていけば。

委員：事務局から説明をしていただけたらと。

事務局：こども園に移行した時点で地域との連携など役割を担わなければならないということで、すでに移行はされているのであえて明記はしていませんでした。入れた方がはっきり分かるというのであれば、（5）公立園におけるモデル園としての取り組み推進に追加していこうかなと。

委員：幼稚園や保育園機能だけではなくて、総合施設的な機能も網羅しているところがあったもいいのかなど。

事務局：はい。どこかに書いていく方向で。

委員：公立のモデル園としてという取り組みは実際にされているかと思いますが、公立全ての園がモデルになるのか、一つの園だけがモデルになっていくのか決まっています

か？

事務局：全体です。

委員：3つあったら全部一緒というわけではなくて、色々な取り組みをしていくわけですよね。

事務局：その地域の特性もあるし、今はこども園に移行しているのでそこは考えないといけな  
いかなと思っています。

委員：糸満市の考えるモデル園というのはありますか？全部民間になった時は、民間が研究  
指定園みたいなモデル園をとということもありますので。モデル園を置いて、ターゲッ  
トは誰かといった時に、子どもや教諭、保育士、保護者の3つが入るわけですが今は  
そうっていない現状がある事も考えていますよね。それってどんな課題があります  
か？

委員：例えば子ども主体という、僕らからすると当たり前ができていないところがあります  
ね。

委員：なぜできていないのですか？

委員：私は公立に子どもを預けていた時期があって、運動会や学芸会も子どもの日々の遊び  
からの展開で出し物をしていたり、遊びをちゃんと見せてその中での展開が発表会に  
なっていたりと子ども主体だなとすごく感じました。

委員：そういうことが公立ではできているのに、なぜ法人でできないのですかといった時  
に、幼稚園は教育行政が管轄していて、教育要領指針が変わると徹底して研修を受け  
ます。そして皆同じように言われたことの主体、この意味を持って改善していくので  
公立は園差があまりないです。ところが私立は園長によって差があったり、指針が分  
からなかったりということもあります。だからそこを今認定こども園の方達にくい止  
めてほしいという声があります。

委員：多分、それでモデル園ではないですか？

委員：〇〇保育とか〇〇式など色々ありますが、公立にそういうことを謳ってほしいとい  
うのがあります。

委員：今の研修だとお持ち帰りして受けた人が広げるまでには遅いです。分からない部分は  
分かるまで徹底した研修を保障するなどあれば良いと思います。今の課題は、たくさ  
ん公立が認定こども園化していくといったときに増えていきますよという危機感を持  
ちつつ、では糸満市の子ども達にそこをどうしていくかという根本的なところもここ  
に入れ込んだらと思います。

委員：14ページ【取り組みの方針】で「糸満市としての統一的な視点に立った基本的な教

育・保育指針を固め～」ということで、各園の個性というところのベースの部分に子ども主体や子どもの姿を通した環境づくりというのが出てくる。こども園の要領、子どもの姿を通してというよりは、共有してなどの文言に代わったりして、ただベースはそういう子どもの姿が基盤であって、そこを公立が謳ってほしい、本当はそうあるべきだと思います。国もあくまで指針ですとしか言っていないので、それは糸満市も率先していてもいいのかなと。ただそうではない園も市内にはあるので反感をくらすのかなと。主体性を持っているという言い分のもとやっていると思うので、そこは問題ないのかなというところですよ。

委員：この中にどう書き込んでいくかというところがポイントだと思いますが、14ページ（1）保育教諭・保育士の資質向上の推進で、研修体系を見ても専門性を向上させるような児童虐待の対応や、ソーシャルワークといった専門性を高めるような研修が見られないので、“児童虐待対応やソーシャルワークなどの技術を高めるための専門性の研修”などの表現があれば分かりやすくなると思いますので、検討をお願いします。

委員：子ども・子育て会議の中で質の問題って出ますよね。これはまだ概要的ですので、ここでもう少し詰めるとか。

委員：15ページのプログラミングの作成やカリキュラムの作成を公立が出して行って発信するというのは大もとの基礎の部分になるのかなと。今言われたことは、全部このプログラムの中に入ってくると思います。最初に公立がつくって、保育教諭が共有することでそこから法人の保育教諭に広めていくというかたちの計画になっているのかなと。

委員：研究機関的な役割を担うわけですね。

委員：はい。

事務局：もともとこの在り方計画は、他市町村ではつくったことがなく義務でもないのに、糸満市として考えないといけないと話があった時に、最初に箱を増やしたけど色々な園がありすぎて、机に座って小学校と同じようなことをやっているなど、そういう課題はあると聞きました。そこで公立の役割としては、基本を大切に0～5でやるべきことをやっていく、それが公立の役割ではないかというのがベースにありました。

委員：基本の中に子どもの姿や成長過程の発達に準じてやる必要があるわけですね。子どもたちに何かをやらそうと思えば訓練すればできますが、わざわざ4、5歳児にさせる必要があるのか、成長の過程で小学校2年生ではある程度できてきますよね。4、5歳児の時にできるチャンスや色々な環境に接することをやめてまでこの訓練にあてていることは子どもの姿を無視しているなど。

委員：指針や教育要領に準じたガイドラインでというのを公立はコンセプトとしてやってい

ますが、それができない私立園は園児たちを集めないといけないので、色々な目玉商品を出して成果を出しているところはあると思います。モデル園をつくることは、そのカリキュラムやアクションプログラム、幼稚園教育要領や保育所保育指針、認定こども園教育・保育要領などに準じたような保育をやってくという意味でのモデル園ですよね。

事務局：そうですね。基本の部分ができずに背伸びするところが多いから、そうではないというところをきちんと公立がモデルになり、それを発信していくために15ページのアクションプログラムやカリキュラムをきちんとつくって発信していこうというのが基本的になってきます。

事務局：当然基本でやれることはやって発信をするし、人にもゆとりができてきて、県外で良い取り組みをしているところがあれば取り入れて、園で実施して良かったら市内の園に広げていくとか、そういった機能もできたらという意味での公立の役割で、あとは虐待などの機能も必要か考えていってはどうかと。

委員：モデルとはどんなものか、教育・保育要領、保育指針、これを基本としつつなどそういうものが書かれていないからそんな話になっていると思うので、例えばアクションプログラムの前段のところにそこを書くなどやっていただければ明確になると思います。

事務局：我々が目指しているところは何かというのがあればということですね。

委員：主体とは何かというのをもっと具体的に市として言ってほしいです。

委員：法人がとても増えました。90%以上が法人に委ねますと言ったのが県ではなく市です。県は市から上がってきたものは基本的に認めるので、糸満市でA園とB園を認定保育園の法人として必要と申請したら、県がここは足りないからもう一回と戻すというのは聞いたことないです。そうするとほとんど市の責任で推薦しているわけです。行政は基本をスルーして、当たり前のことできていない園をどんどん認可している、だから認可された園は皆で育てましょうとそのひとつがこれですが、モデル園をつくるというのはあくまでも研究を深めることです。保育の現場も皆夢を持って保育者を養成して保育園となりますが、現実には私が就職した先はそうではなかった、子どもの心を開放してとかではなく、教える保育とかそういうので、園長があれやれこれやれと言う。これも生の声で、そこをどう変えるのか難しい場合があります。

委員：とても大事なところをおっしゃっていただいたと思います。子どもがどう成長、発育していくということを世間の皆さんに理解していただくためにも15ページの公立におけるモデル園としての取り組み推進のところに先ほど保護者を加えたという意味があります。“関係者や保護者を対象とした研究発表会の開催など”と具体化して入れて、取り組みはこういうことをしているから子どもがこう変わっていったというのを

市民に見ていただく機会を。関係者だけ集まって勉強会するのではなく、例えば幼稚園は教育委員会と一緒に発表会をしていますよね。そのような場をつくって多くの関心を持つものが集まって見る機会をつくる。当然伝える側は伝える努力をしないとイケないのですが、そうやってフィードバックして自分の園に帰った時に保護者に伝えるものにつながっていくので、ぜひ入れてほしいです。

委員：各公立園ではこれまで地域の人達や近隣、小・中・高との連携の中で実践報告会みたいなことや、幼児教育の大切さ、遊びから学ぶというのはこういうことですよというのを地域の人達に知らせる機会がありました。今モデル園として公立で残すというところではその機能を担えるかなという感じで私は受け止めています。様々な個性的な園があって、園長先生たちはガイドラインに則っているのかは分かりませんが、皆自分たちがやっていることは正しいですと。だからなぜ公立に私達が学ばないといけないですかという園長もいらっしゃるわけです。そうなってくると公がやるべき、行政がやるべきことを丸投げして各園でやってくださいということではいけないでしょうということでモデル園を残すという市の取り組みに関しては光が見えるかなと思っています。

委員：それぞれの観点かと思うので、やはり保護者の理解が深まらなければその民間園を変えることはできないと思います。保護者の教育・保育の目指すところは何を大事にしているかということを守護者が理解できれば自然に変えられると思います。

委員長：これまでの話をまとめると、取り組みの方針だけで教育・保育要領や保育指針とか公立に則ってという感じの文言を入れてはどうかという流れではなかったかなと思います。これは検討していきたいと思います。あとは公立の認定こども園がやっぱり市民にもっと発表する場をどこかでやるということも文言で入れられるかどうかということですね。

委員：そうですね。ぜひ保護者、あるいは市民の方がこの良さを体感できるような場面をつくっていただきたいです。

委員長：虐待などの文言についても、どこでどのように入れるか、今回のこども園在り方の計画の中に入れるのか、細かいアクションプログラムの中に入れるのか、このへんも検討していきたいと思います。保育教諭の確保や働き方についても質問等ありませんか。

委員：公立の良さは主体性や自主性を重んじているというのは理解していますが、それを分かってくれていない保護者は特徴がないと捉えていると思います。〇〇教育や〇〇式とたくさんある中で素朴とを感じるのも、そこが幼児教育の基本というのが保護者に伝わっていないと思います。私は入園時に園長のご挨拶でたくさん遊ばせますという言葉でここを選んでよかったなと思ったのですが、主体性、自主性を重んじますという部分を入園時ではなく、募集の時からアピールした方が良かったと思います。

委員：小規模保育の園でなぜ公立園を求めているかという、子どもの主体性を担ってくれるので、私達0、1、2でも土台は備わっていますがその後3、4歳児を公立園さんに担ってほしいという思いがあって、連携、協定を一昨年までは取ることができ、その園に保護者と子どもと一緒に交流しに行った際、子どもの主体性を育てていくという話を園長先生から聞きました。保護者は納得してそこに行きたいということでしたが、去年休園になったのですごく残念で、今回また4歳児が開園されるということで地域での受け入れはできていますが、そこをどのようにアピールしているかなど。今、にじのはしと休園しているところに手紙は配布されていますが、実際に保護者が行くかどうか、子どもはこの1年間ある程度育っているのもその場で見てほしいという説明が前回ありましたが、地域で育ててほしい、子ども主体の保育をしてほしいと理解している保護者は行くと思います。しかしそういうアピールがないので、そういう場をどこかで設けていただけたらと思います。

委員長：モデル園に求められていることは事務局でもう一度まとめてください。

委員：13ページで、今行政は質のお話をしていますが、近道は公開保育、生を見せることです。幼稚園はそれで力がついてきていますよね。公開保育で自分の保育はこれか客観的に見てもらってまた勉強しあったり、遊ぶという姿を見てもらって保育士もお子さんも笑っている、それが主体ですので、そこに向けての力をどうつけるかという意味で公開保育をしていく。

委員：うちもまだやったことないですね。

事務局：17ページ（2）市内教育・保育施設等を直接体験する機会の確保というところで、「オープン保育」ということであくまで保育教諭の確保や働き方なので、そこはどこかで。

事務局：補足ですが、公立こども園が0歳児から5歳児まで3施設ございまして、一昨日は1歳児の公開保育を、2歳児の公開保育は今月兼城でやります。職員やご家族にも見てもらうということで小規模園さんにもご案内している最中ではあります。これをまた広げていきたいなと思っています。

委員長：今やっていることは文言として入れ込むということで。

委員：私も公開保育ということで実際に行ってみた結果、糸満市はとても良い保育をやっているの、糸満は質が良いよと宣伝しています。

委員：19ページで「3～5歳児の教育・保育を保障する観点から」と言っているのは、何を指しているのかなど。要するに教育・保育の連続性を指しているのですか？

事務局：これは今年西崎が預かっていないということです。

委員：受け皿として受け入れるだけではなくて、やはり教育・保育の連続性という意味で捉

えていただきたいなど。

事務局：箱がという意味ではなくて、最後のところもという意味ですか？

委員：つなぎの部分はどうやって連続性を持たせていくかという観点が必要だと思います。

事務局：“保育の保障や連続性の観点から”という言葉に。

委員長：再編についてはどうですか？19ページの一番下に糸満市南こども園についてとありますが、どんな印象でしょうか？

委員：現場としてはショックが大きくて、市が考えている方針であれば現場から声を上げても通らないのではと半分諦めもあります。おっしゃるように公立の保育は伝わりにくく、保護者に公立の保育の良さをどう伝えたら良いのかというのが私達現場の課題です。こども園になって、年に一度の園長講話等で保護者の方に主体性や日々の保育をととても大事にしていること、地道な公立の取り組みというのを保護者の方に分かっていただきたいです。1年過ぎた時に保護者からとても成長しましたと言われた時には嬉しかったのですが、こども園に移行して私が園長になってしまったので、これを保護者にどう伝えたら良いのかと思っているところです。公立の幼稚園、保育所がやってきた遊びを通した、環境を通した主体性を大事に取り組んでいるところを残してほしいというのが現場の声です。保育教諭が足りないのを数で縮小するのも一つの手かなとも思いますが、質などを求められた時に、私は2年間で1歳からの合同の施設も経験させてもらいましたが、3、4、5の教育・保育の中身に関しては違いがあると思います。同じ公立でも環境が違って、南の場合は幼稚園がそのままこども園になっているので、子どもが思いっきり遊べる環境、園庭の広さ、安全面、遊具の数、教材がありますが、ゼロからのところは新しい施設なので園庭はすごく狭く、遊ぶにも小さい子達と時間を調整するなど制限がたくさんあります。3、4、5の遊びの保障というところで毎日職員も悩みながら、子ども達のために工夫したりアイデアを出したり努力をします。自分たちが目指している教育・保育をやりたいねという環境がなくなるのかなと思うと、若い先生方の意欲はどうなるのかと。そこを目指して保育教諭になったのに、やりたい保育ができないというのが先生方の思いでは強いと思います。そこをもう少しきちんと見て頂いて教育・保育の基本的なところは残していただきたいです。

委員長：真壁こども園はずっと残る予定になっていますが、いかがですか？

委員：教育課程の公開保育が具志頭にありまして、そちらで4歳児、5歳児の公開保育がありましたが、3、4、5歳児と同じような感じで園庭は広くて、安全面もある程度成長しているので、先生たちも子ども達を信頼して色々なことを展開して遊んでいました。のこぎりをつくって木工作業をしていたり、お部屋の中では紙で作った獅子舞と棒術をする子が遊んでいたりと遊びの展開がすごい

など思いました。うちの園も0歳児からいますが、合同保育をする時間があると遊びの制限は出てくるので、少し差が出てしまうところもあるとは思いますが、隣に小学校のグラウンドがあるので、そこを利用させてもらうなど色々工夫すればどうにかなるのではないかと一緒に見学に行った職員と話をしています。話は変わりますが、うちの子どもで支援が必要な子がいまして、厳しい制限のある園に行くととても不安定になって園に通えなくなり、うちに転園することになって6月から親子で通園しています。今も親子で通園していますが、今は少しの間お母さんと離れて遊ぶことができ、遊んでいる姿や自然な笑顔を見て「先生こういうことなのね」と言ってくださったのがとても嬉しかったです。、運動会もお母さんと離れて参加できて、自分の力が発揮できた子どもの成長はすごいねと一緒に感動していました。その時の会話の中で「公立は地味だけど良いよね」と言ってくれて、私達もほっこりしました。

委員長：糸満市立のこども園の在り方は何なのという話を聞いたような気がします。これを文言としてどのように書き表していくかだと思います。

委員：今、再編の話でこども園への流れが出ているので、先ほどから話しているモデル園は何か所必要なのか、教育指針や保育指針をもとにアクションプランをつくっていきましょうということですが、では今の法人40ヶ所くらいと共有するためにはモデルとなるところがどれくらい必要か、どれくらいあれば皆に周知ができるかというのをこういうところで発信できればいいかなと思います。

委員：法人のモデル園でも良いと思います。法人の中にモデル園をつくるということも可能ではあると思います。

委員：今のお話だと、保育の視点がちゃんとしていて本当はこれを社会福祉法人、母体の人たちができていなければならないはずですよ。私も園長になって1年ですが切り替えるのが大変で、今まで設定保育というものをやっていたのですが、なぜかという保育指針がずっと変わらなかった時期に何の説明もないから民間の保育園は今の姿みたいなものを説明も受けずに研修も行かず自由の姿に学校評価みたいなものをつけたして、それが40年くらい続いていました。そこから徐々に国から研修をして、そういうことじゃないよとか指針が書いてあるなど、だんだん設定保育は箱に入れて何かさせるわけではないということが分かってきました。研修などできていた公立だけが子ども主体の保育ができていた。民間はそこがちゃんと伝わっていなかったところがあって、どんどん変わってきています。しかし今の視点をうちの保育士が全員持っているかと思ったら怪しいです。私も研修など行かせていますが、実際にできているのは半分くらいかなと思っています。PRの話も、うちはドキュメンタリー保育をやっていて、日誌を写真付きで書いて、こういう遊びの中でこういうことが伸びることを見通しているとか、環境はこう整えて明日はこの遊びがこう展開するだろうから環境を整えるという反省も一緒に考えます。それを保護者が見ることもできるので、文章よりも理解しやすいと思います。そういうことをやれば今の良さをもっと伝えやすい

など。

委員：真壁こども園ですが、親子で通園できる支援センター的な子育て広場があって、その親子の交流があったりするので、保育体験もお母さん達ができます。保育園交流ということで、座波保育所に併設されているぬくぬくの交流の方達も来ます。なので、全く体験できない、見学できないわけではないです。

委員：PRとしてですか？

委員：そうですね。公開保育の時にここの園が気になっていたのでも保育を見させてもらえる機会があって良かったです、という保護者の声はありますが、自分の子どもが通ってなくても公開保育で行けるといふことの周知がまだ浸透していないのかなという部分もあります。公開保育に参加されたお母様から「1～2年先のことですが、納得してこの園を選ぼうかなと思いました」というお声もありましたので、やっていることをもっと皆さんに知ってもらえるようにしていけると良いのかなと。

委員：今のようなものをモデル園として発信するためには、ある程度の質の担保と人材確保は必要だと思います。再編の話が出たのはそれをするために集約しないとできないよねということで、しかし今のままでは人材の余裕もないですし、今後研究や発表、公開保育など行政が担っていくためには必要な部分だと思います。内容的にどうするかはこれからですが、そういう体制もつくと前に進めないと思います。

委員：今、体制的には公立、市が持っている負担になるので民間に投げた方が良いということですか？人材不足ですか？

委員：そうですね。研修に行く時間をとるのが難しい体制なので、集約して研究発表をする人や公開保育をする時間を担当する人材をつくらないといけない。

委員：実際モデル園として集約してやっていくという場合に、本務率を上げたしっかりとした体制の取れたものをつくっていく方向性はあるわけですね。

委員：そのためにこの在り方の部分がありますので、これを実践しますと具体的に明記をして。

委員：学校教育課や教育委員会などは公開保育に関して外部の講師の上限等があり、指導、指示の方達が指導していく教育の部分と連携を持ちながら、質の高いという部分ではどうしてもそこが出てくると思います。前回教育委員会との連携の部分にもありましたので。

委員：県がセンターをつくると言っているのでも、そこは少し強化されてくるかと期待しています。

委員：糸満市が認定こども園を始めた時、「公私連携」という言葉が入った連携だったと

思うのですが。公立から法人に移行する際、公立が法人に職員が派遣されてそこで保育をしていくと思っていましたが、実際は逆に法人から公立に入って行っていました。本来ならば公立園の職員が法人の園に行き保育をやっていく方法が必要だったのではと思います。なので、今後認定こども園化していく際に公私連携の意味にちゃんと条件をつけてほしいです。

委員：引き継ぎ期間の話だと思います。

委員：そうすると自然と公立の保育士さんの指導の仕方が法人さんに流れていくようにならないかなと。土台として出来上がってきたらと思います。

委員：ここはこども園になって、3、4、5と連続して保育できるようになっているので、立ち上げのときよりは環境的には整っているかと思います。

委員：行政とのズレは、公立を私立に委ねる時に公立で育った子ども達はそのままと父兄も期待しますよね。公立で臨時をしていた職員方がそこに行っても影響力はわずか2～3ヶ月のところもあります。今法人の差があるから、なんとかその差を縮めるためにはということが大事です。

委員：19ページ（2）市立園の再編について、「行政内の統括する職員にも公立園化の新たな配置を行うことにより」とありますが、これはどこを意味しているのかなと。そこに児童虐待やソーシャルワークも含めた交流ができるものにしていただきたいです。要するに研修に行って一定期間学んでも実践能力が高まるとは思えないので、現場に入って一定期間人事交流をして帰る、そういうパターンもないと現場は大変だと思います。そういうことも含めた表現にできませんか？

事務局：包括支援センターのような感じですかね。

委員：例えば児童虐待の部門に行っていただくとか、母子保健に行っていただくとか。

事務局：今はそれが十分できていない部分もありますので、再編する中で。

委員：再編する際はそこを見据えてやっていただいて、現場も研修行ったからやりなさいでは不安だと思います。実践を積んで帰ってくる、そういう人がいることが重要だと思います。

事務局：ここで言っている庁舎は行政に入っている方です。教育委員会や実際に保育教諭がいた方が良いということで、本来は専門的な知識を持った職員をあてはめていきたいのですがそれができていない状況で、島尻研究センターなどに派遣して能力を高めていきたいところですが、やはり厳しい状況がありまして十分にできていない。そういった部分を実現するため集約化していきたいというのが根底にあります。

委員長：在り方検討委員会の今後のスケジュールに移ります。

## (2) 在り方検討委員会スケジュールについて

### ■事務局より資料説明（資料 1-2、1-3、資料 2）

委員：先ほど小規模さんからの意見で重要な部分がありましたが、この中に引き継ぎについての記載が一切ない。説明会をするのであればとても重要なポイントになると思いますので、その項目は次回までに考えてきていただきたいです。

事務局：引き継ぎ自体は資料 1-2 の工程表になりますが、この中で公私連携の選定をして決まった時点で引き継ぎの作業に入っていくと思うので、細かい工程はまた別途…

委員：工程は良いのですか？引き継ぎ期間はこういったかたちで引き継ぎますというものがここにないのですが。

事務局：それを入れた方が良くということですね。

委員：要は、残るのは 0～5 の施設だけですよね。3～5 のところでそこが埋まれば保育連続性が出てくるので、それをどうやって引き継ぐかしっかり考える必要があると思います。

事務局：おそらく公募する際の要綱の中に入れていくことになるのかなと思うのですが。

委員：その前そこもちゃんとここで表示しているから在り方検討委員会はそれで良いと言えるのであって、今言った意見に対して答えがないまま OK ですとは言えないと思います。

事務局：今の引き継ぎの部分は、どこかで文言として入れていきます。

委員：糸満市は人口の多い中心地には公立がないということなので、質のバックアップをどうしていくかが課題ですね。

事務局：具体的にどんなかたちになるかは分かりませんが、現在公立園については巡回指導のようなことをやっていて、しかし法人ではやれていないから今後は充実させていきたいと課題も出てきました。19 ページ「行政内の統括する職員にも市内園への巡回などの充実」と、公私連携になったところに対しても巡回をして、研修も公立側からもっとこうあるべきじゃないかとやらなければいけないかなと思います。

委員：巡回指導はよっぽど指摘のできる人じゃないと、今、他市町村で巡回に行けない、行っても効き目がない実態があります。

委員長：議事はこれで終了します。

事務局：これをもちまして令和元年度第 3 回糸満市立認定こども園在り方検討委員会を終了します。

## 3. 閉会